

ローマ字に関する国語施策関係年表

(※「国語施策百年史」(文化庁)所収「国語施策年表」から抜粋し、一部補足したもの。)

【I：終戦まで】

	国語施策関係	学校教育、各府省、関係者の対応等
慶応2 (1867)	12 前島密が「漢字御廃止之議」を将軍・慶喜に提出。 (1867.2)	
明治5 (1872)	5 森有礼のホイットニーあて書簡。(簡易英語をもって漢文に代える件。) 5 ホイットニーの返書。(簡易英語採用論の否定及びローマ字化の勧め。)	
明治7 (1874)	3 西周がローマ字専用を主張し、明六雑誌1号に「洋字ヲ以テ国語ヲ書スルノ論」を發表。一方、西村茂樹は同誌に「開化ノ度ニ因テ改文字ヲ発スベキノ論」を發表。	9 久保田譲が小学校でローマ字を教授すべきことを文部大臣に建議。
明治15 (1882)	4 矢田部良吉がローマ字専用を主張し、東洋学芸雑誌7・8号に「羅馬字ヲ以テ日本語ヲ綴ルノ説」を發表。	
明治17 (1884)	6 外山正一が漢字全廃を主張し、東洋学芸雑誌33号に「漢字を廃し英語を盛に興すは今日の急務なり」を發表。 7 外山正一がローマ字専用論を主張し、東洋学芸雑誌34号に「羅馬字を主張する者に告ぐ」を發表。	
明治18 (1885)	1 外山正一が「羅馬字会」結成。 3 羅馬字会がローマ字による日本語の書き表し方(後にヘボン式又は標準式と呼ばれるもの)を決定。 8 田中館愛橘が「理学協会雑誌」16巻に「羅馬字用法意見」を發表し、別のローマ字つづり(後に日本式と呼ばれるもの)を主張。	
明治19 (1886)	1 田中館愛橘が日本式ローマ字つづりを羅馬字会の総会に提出したが、否決。 5 田中館愛橘が羅馬字会から離れ、日本式ローマ字を普及するため、羅馬字新誌社を設立。	
明治33 (1900)	2 根本正ほか5名より衆議院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」可決。(16日) 2 辻新次等より貴族院に提出の「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」は調査会を設けることに修正可決。(21日) 4 貴衆両院からの建議を実行に移すため、文部省が前島密、大槻文彦ほか5名を国語調査委員に任命。(2日) 4 第1回国語調査会開催。(16日) 11 文部省、上田万年ほか10名に調査を依頼したローマ字書方調査報告發表。(5日) 反対論が起こり、実施されず。	
明治34 (1901)	5 文部省総務局図書課、「羅馬字書方調査報告」刊行。 (13日)	
明治37	11 国語調査委員会、「仮名字羅馬字優劣論比較一覧」發表。	

(1904)		
明治38 (1905)	12 「ローマ字専用論者の大同団結のため、「ローマ字ひろめ会」結成。(7日)	
明治39 (1906)		11 「ローマ字ひろめ会」が小学校教育にローマ字を課するように文部大臣に建議。(1日)
明治40 (1907)		1 衆議院本会議で「ローマ字ヲ日本ニ於ル一般小學校生徒ニ課スル建議案」可決。(23日) 6 「ローマ字ひろめ会」、小学校にローマ字を課することを文部大臣に建議。(6日)
明治41 (1908)	5 「ローマ字ひろめ会」、修正ヘボン式の採用決定。(16日)	
明治42 (1909)	3 「ローマ字普及ニ関スル建議案」、衆議院通過。(9日)	
大正 2 (1913)		7 中央气象台、地名の表記に日本式ローマ字採用。
大正 3 (1914)	9 日本式ローマ字の実行団体として、「東京ローマ字会」(日本ローマ字会の前身)結成。(14日) 10 田丸卓郎著「ローマ字国字論」(日本式ローマ字専用論の立場からの主張)刊行。	
大正 6 (1917)		9 陸軍陸地測量部、地図のローマ字書きに日本式ローマ字採用。
大正 9 (1920)		11 大審院、ローマ字投票有効の判決。(11日)
大正10 (1921)	1 日本式ローマ字の実行団体として「日本ローマ字会」結成。	
大正11 (1922)		7 海軍水路部、海図のローマ字書きに日本式ローマ字を採用。(8日)
大正13 (1924)		4 内務省、衆議院議員選挙にローマ字投票の有効を告示。(25日) 4 全国教育者大会、小学校の課程にローマ字を入れることを文部大臣に建議。(30日)
大正15 (1926)		12 「ローマ字ひろめ会」が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建白書(ヘボン式を改めないように要望)提出。(5日) 12 日本式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建議書(日本式に改めるように要望)提出。(18日)

昭和2 (1927)		<p>2 ヘボン式ローマ字論の有志が鉄道の駅名のローマ字つづり方について、鉄道大臣に建議書(ヘボン式を改めないように要望)提出。(24日)</p> <p>2 ヘボン式ローマ字論の有志がローマ字綴方調査会設置の必要を総理大臣と文部大臣に建議。(24日)</p> <p>3 「ローマ字ヲ小学校教科目中ニ加フル事ニ関スル法律案」が衆議院の委員会通過。(24日)本会議で審議未了。</p> <p>7 鉄道省、鉄道駅名のローマ字にヘボン式採用確認を通達。(2日)</p>
昭和3 (1928)		<p>6 海軍省、日本式ローマ字を採用。(7日)</p>
昭和4 (1929)		<p>9 陸軍省、日本式ローマ字を採用。(4日)</p> <p>12 日本ローマ字会、「駅名ノローマ字綴り方ニ関スル建議」(駅名のローマ字を日本式に改めるように要望)を鉄道大臣に提出。(3日)</p>
昭和5 (1930)	<p>11 臨時ローマ字調査会官制公布。(25日)</p> <p>11 臨時ローマ字調査会会長に文部大臣・田中隆三、委員に内閣書記官長・鈴木富士彌以下34名を任命。(26日)</p>	
昭和11 (1936)	<p>3 臨時ローマ字調査会議事録(上)刊行。(31日)</p> <p>6 臨時ローマ字調査会、ローマ字綴方表(ヘボン式よりも日本式に近いもの)を議決し、文部大臣に答申。(26日)</p> <p>6 臨時ローマ字調査会廃止。(30日)</p> <p>7 「ローマ字ひろめ会」が、臨時ローマ字調査会の答申に反対を宣言。(14日)</p> <p>8 「日本ローマ字会」が、臨時ローマ字調査会の答申に賛成を宣言。(23日)</p> <p>10 東京府英語教育会が、臨時ローマ字調査会の答申に反対の決議。(18日)</p>	<p>3 南洋庁、日本式ローマ字を採用。(3日)</p>
昭和12 (1937)	<p>3 田中館愛橘等提出の「ローマ字ヲ国字トスル請願」、衆議院から政府に回付。(12日)</p> <p>3 臨時ローマ字調査会議事録(下)刊行。(31日)</p> <p>9 「<u>国語ノローマ字綴方統一ノ件</u>」内閣訓令3号で公布。(21日) (→ 次ページ【参考】に官報の写しを掲出)</p> <p>11 「ローマ字ひろめ会」が訓令式ローマ字に反対し、総理大臣に改定を進言。(15日)</p>	<p>11 朝鮮総督府鉄道局、駅名標に訓令式ローマ字採用。(2日)</p>
昭和13 (1938)	<p>2 「日本ローマ字会」、ローマ字のつづり方を訓令式に統一。</p>	<p>1 文部省、旅券のローマ字つづりを原則として訓令式によるべきことを関係各方面に通達。(31日)</p> <p>2 「日本ローマ字会」、小学校の正課に訓令式ローマ字を入れることを衆議院に請願。(25日)</p> <p>3 鉄道省、ローマ字のつづり方を訓令式に統一。(8日)</p> <p>11 文部省図書局長、英語科の教授に訓令式ローマ字を用いるように関係方面に通達。(15日)</p>

昭和15 (1940)		3 「日本ローマ字会」の請願「国民学校ニ国定ローマ字ヲ課スル件」が衆議院で採択された。(8日)
昭和17 (1942)	4 文部省、英語科教科書のローマ字のつづり方を訓令式に統一。	
昭和20 (1945)		8 太平洋戦争終戦。(15日) 9 連合国最高司令部が、駅・主要道路の名称を英語で表示する際にヘボン式ローマ字つづりを用いることを指令。(3日) 12 「国語協会」「カナモジカイ」「日本ローマ字会」が国字問題解決案を協議し、連合国最高司令部へ提出。

【参考】国語ノローマ字綴方統一ノ件（昭和12年内閣訓令第3号）

官報

昭和十二年九月二十一日
第三千二百十七號 火曜日

訓令

◎内閣訓令第3號

各官廳

ローマ字綴表

a	i	u	e	o			
ka	ki	ku	ke	ko	kya	kyu	kyo
sa	si	su	se	so	sya	syu	syo
ta	ti	tu	te	to	tya	tyu	tyo
na	ni	nu	ne	no	nya	nyu	nyo
ha	hi	hu	he	ho	hya	hyu	hyo
ma	mi	mu	me	mo	mya	myu	myo
ya	i	yu	e	yo			
ra	ri	ru	re	ro	rya	ryu	ryo
wa	i	u	e	o			
ga	gi	gu	ge	go	gya	gyu	gyo
za	zi	zu	ze	zo	zya	zyu	zyo
da	di	du	de	do	dya	dzu	dzo
ba	bi	bu	be	bo	bya	byu	byo
pa	pi	pu	pe	po	pya	pyu	pyo

一、國語ノローマ字綴方ハ左表ニ依ル

内閣總理大臣 公府 近衛 文麿

昭和十二年九月二十一日

國語ノローマ字綴方ハ從來區々ニシテ、其ノ統一ヲ缺キ使用上不便尠カラズ、之ヲ統一スルコトハ教育上、學術上將又國際關係其ノ他ヨリ見テ、極メテ必要ナルコトト信ズ。仍テ自今左ノ通ローマ字綴方ヲ統一セントス。各官廳ニ於テハ漸次之ヲ實行ラ期スベシ。

◎内閣訓令第3號

各官廳

一、前號ニ定ムルモノノ外ニ付テハ概ネ左ノ例ニ依ル

一 長音ノ符號ヲ附スル場合ニハ okusama, kuyū, Osaka ノ如ク「」ヲ用フルコト

二 撥音ハ總ベテ「」ヲ以テ表ハスコト

三 撥音「」ト其ノ次ニ來ル母音（「」ヲ含ム）トヲ切離ス必要アルトキハ hin-i, kin-yōbi, Shin-kinbo ノ如ク「」ヲ用フルコト

四 促音ハ Sakko, happyō, lossa, Sapporo ノ如ク子音ヲ重ネテ之ヲ表ハスコト

五 文書ノ書始及固有名稱ハ Wagakuni no……, Sizuoka, Masaki no ノ如ク語頭ヲ大文字トスルコト尙固有名稱以外ノ名稱ノ語頭ヲ大文字トスルモ差支ナシ

六 特殊音ノ表記ハ自由トス

【Ⅱ：昭和21年以降】

<p>昭和21 (1946)</p>		<p>3 連合国最高司令部の要請により、米 国教育使節団来日。(5日)</p> <p>3 米国教育使節団が連合国最高司令部 に報告書(ローマ字の採用勧告その他を 含む。)を提出。(31日)</p> <p>4 日本ローマ字会の有志が「ローマ字 運動本部」を結成。(5日)</p> <p>6 「日本ローマ字会」と「カナモジカ イ」が漢字全廃に協力する共同声明を 発表。(5日)</p> <p>6 ローマ字教育の実施に関する対策を 協議するため、文部省でローマ字教育 対策懇談会開催。(15日)</p> <p>6 昭和22年4月から小学校・中学校にお いてローマ字教育を実施するための準 備として、文部省にローマ字教育協議 会設置。(29日)</p> <p>10 文部省のローマ字教育協議会が「ロ ーマ字教育を行ふについての意見」「ロ ーマ字教育の指針」を決定し、文部大 臣に答申。(22日)</p> <p>10 教育刷新委員会、昭和22年度から義 務教育の期間中にローマ字教育を実施 することを了承。(25日)</p> <p>11 日本国憲法公布。(昭和22年5月3日施 行。)(3日)</p>
<p>昭和22 (1947)</p>	<p>12 文部省にローマ字調査委員会準備会設置。(5日)</p>	<p>1 国民学校でローマ字教育を実施する についての「文部当局談」発表。(20日)</p> <p>2 「国民学校におけるローマ字教育実施 要項」が「国民学校においてローマ字教 育を行うについて」として、文部次官 から各地方長官・各学校長に通達。 (28日)</p> <p>4 新制度の小学校と中学校で、国語教 育の一部にローマ字教育実施。</p> <p>7 国定ローマ字教科書完成、配給。</p>
<p>昭和23 (1948)</p>	<p>1 ローマ字調査委員会準備会がローマ字調査委員会設置要 項決定。(29日)</p> <p>10 ローマ字調査会規程(大臣裁定)を制定、議事規則を制 定。(12日)</p>	<p>5 ローマ字教科書の入用部数の調査。 (25日)</p> <p>5 ローマ字教育に関する調査実施。 (25日)</p> <p>5 「小学校ならびに新制中学校におい て児童・生徒のローマ字の習得状況調 査のために行う考査」の実施準備。 (27日)</p> <p>7 文部省著作のローマ字教科書(小学校 用・中学校用、いずれも訓令式・ヘボ ン式の2種類)刊行。</p>
<p>昭和24 (1949)</p>	<p>6 ローマ字調査会廃止。(1日)</p> <p>7 国語審議会令、ローマ字調査審議会令公布。(20日)</p> <p>11 「ローマ字調査審議会委員及び臨時委員候補者推薦方</p>	<p>2 文部省著作ローマ字教科書2冊発行。</p> <p>3 文部省著作ローマ字教科書6冊発行。</p> <p>10 「ローマ字教育の効果測定に関する</p>

	<p>法」文部省告示。(30日)</p> <p>12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)</p>	<p>調査報告」印刷。</p>
昭和25 (1950)	<p>3 ローマ字調査審議会、「改訂ローマ字教育の指針」を議決、文部大臣に建議。(1日)</p> <p>4 国語審議会令公布。国語審議会とローマ字調査審議会を整理統合。(17日)</p> <p>5 国語審議会のローマ字調査分科会審議会に「ローマ字のつづり方」と「分ち書き」の二部会設置。(6日)</p> <p>12 ローマ字調査審議会第1回総会。(20日)</p>	<p>3 「改訂ローマ字教育の指針」刊行。(20日)</p> <p>4 「ローマ字教育の指針」を具体化するため、文部省に「ローマ字に関する学習指導要領編修協議会」設置。(10日)</p> <p>8 「改訂ローマ字教育の指針開設」刊行。(15日)</p> <p>9 第2次訪日アメリカ教育使節団が、連合国最高司令部に報告書(ローマ字教育その他を含む)を提出。(22日)</p>
昭和26 (1951)		<p>3 「ローマ字教育実験学級調査報告」刊行。(31日)</p> <p>6 ローマ字教育実験学級を指導するため、文部省に「文部省ローマ字教育実験調査研究会」を設置。(25日)</p> <p>9 文部省、ローマ字教育実験学級を設け、調査研究することを決定。(1日)</p>
昭和27 (1952)	<p>3 ローマ字調査分科審議会のつづり方部会が「ローマ字のつづり方」を、分ち書き部会が「ローマ字文の分ち書きのしかた」を総会に報告。(10日)</p> <p>4 国語審議会ローマ字教育部会、「国語教育におけるローマ字の取扱について」を総会に報告。(14日)</p>	<p>3 「昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのⅠ」刊行。(31日)</p> <p>6 「ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和26年度)」刊行。(2日)</p> <p>6 「昭和27年度ローマ字教育実験学級指導試案そのⅡ」刊行。(12日)</p>
昭和28 (1953)	<p>3 国語審議会、ローマ字調査分科審議会の審議してきた「ローマ字のつづり方」(訓令式を第一表とし、その他を第二表とするもの)を総会で可決、「ローマ字つづり方の単一化について」として文部大臣に建議。(12日)</p>	<p>2 「昭和28年度ローマ字教育実験学級指導試案」刊行。(1日)</p> <p>6 「ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和27年度)」刊行。</p> <p>8 教育課程審議会、「小中学校のローマ字学習に関する答申」(国語審議会の建議に従う)を決議、文部大臣に答申。(4日)</p> <p>8 「小中学校のローマ字学習について」が文部省初等中等教育局長・調査局長から各都道府県教育委員会等に通達。(31日)</p> <p>10 「ローマ字つづり方の単一化について」を各省庁で照会。(5日)</p>
昭和29 (1954)	<p>3 国語審議会各部会等が、「ローマ字教育について」「ローマ字のわかち書きについて」「標準語のために」「当用漢字表審議報告」「外来語の表記について」を総会に報告、文部大臣に報告。(15日)</p> <p>12 「ローマ字のつづり方」内閣告示・内閣訓令。「国語ノローマ字綴方ニ関スル件」(昭12.9.21内閣訓令)廃止。(9日) 〈→ 8 ページ【参考】に官報の写しを掲出〉</p>	<p>7 「ローマ字教育実験学級終末テストの調査報告(昭和28年度)」刊行。</p>
昭和31 (1956)	<p>7 国語審議会、「国語教育におけるローマ字教育について」を可決、文部大臣に報告。(5日)</p>	
昭和32 (1957)		<p>12 教育課程審議会第12回初等教育課程分科審議会(漢字、ローマ字について審</p>

		議。)(21日)
昭和33 (1958)	11 国語審議会のローマ字調査分科審議会、「ローマ字調査分科審議会報告」を総会に報告。(18日)	
昭和35 (1960)		7 「小学校ローマ字指導資料」発行。(1日)
昭和36 (1961)	3 国語審議会のローマ字調査分科審議会、「ローマ字調査分科審議会報告」を総会に報告。(17日)	
昭和40 (1965)	12 国語審議会の総会が、国語の表記は漢字仮名交じりをもって正則とするという提案を取り上げ、これを当然のこととした。(9日)	
昭和41 (1966)	6 文部大臣、国語審議会に「国語施策の改善の具体策について」を諮問挨拶の中で、今後の審議に当たっては、「当然のことながら国語の表記は、漢字仮名交じり文によることを前提とし」検討願いたいと表明。(13日)	
昭和49 (1974)		1 「学術用語集」に用いてきたローマ字のつづり方を「ローマ字による学術用語の書き表し方」として発表。

【Ⅲ：平成期以降】

平成12 (2000)		12 文化庁、「外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について(依頼)」を関係各機関に送付。(26日)
令和元 (2019)		9 公用文等における日本人の姓名のローマ字表記に関する関係府省庁連絡会議設置(18日) 10 政府内で「公用文等における日本人の姓名のローマ字表記について(関係府省庁申合せ)」を申合せ。(25日)

官報

昭和二十九年
十二月九日

主要目次

- 国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を定める件 (内閣) 一八九頁
- 日本国新離脱者 (法務) 一八九頁
- 日本国に帰化の件許可 (同) 一八九頁
- 昭和三十年度科学研究助成補助金交付申請書等の提出期限 (文部) 一九二頁
- 創科の登録 (農林) 一九二頁
- 保安林指定(山形県) (同) 一九四頁
- 同(香川県) (同) 一九四頁
- 保安林解除(宮城県) (同) 一九五頁
- 同(秋田県) (同) 一九五頁
- 同(山形県) (同) 一九五頁
- 同(新潟県) (同) 一九五頁
- 同(茨城県) (同) 一九五頁
- 同(美濃県) (同) 一九五頁
- 輸入公表(第十八回)の一部改正 (通商) 一九五頁
- 船用品の型式承認 (運輸) 一九五頁
- 岡町郵便局に和文電報受付事務の取扱開始 (郵政) 一九六頁
- 陸定に合格した無級機関 (同) 一九六頁
- 陸定に合格した無級機関の型式の変更承認 (同) 一九六頁
- 無線局免許(承認) (同) 一九六頁
- 訓令
○ ローマ字のつづり方の実施について (内閣) 一九七頁
- 褒賞 (内閣) 一九九頁

告示

◎内閣告示第一号

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方を次のように定める。

昭和二十九年十二月九日

内閣総理大臣 吉田 茂

ローマ字のつづり方

まえがき

1 一般に国語を書き表わす場合は、第1表に掲げたつづり方によるものとする。

2 国際的関係その他従来の慣例をにわかにならぬがため、事情にある場合に限り、第2表に掲げたつづり方によつてもさしつかえない。

3 前二項のいずれの場合においても、おおむねそとがきを適用する。

第1表 () は置出を示す。

a	i	u	e	o					
ka	ki	ku	ke	ko	kyā	kyū	kyō		
sa	si	su	se	so	syā	syū	syō		
ta	ti	tu	te	to	tyā	tyū	tyō		
na	ni	nu	ne	no	nyā	nyū	nyō		
ha	hi	hu	he	ho	hyā	hyū	hyō		
ma	mi	mu	me	mo	myā	myū	myō		
ya	(i)	yu	(e)	yo					
ra	ri	ru	re	ro	ryā	ryū	ryō		
wa	(i)	(u)	(e)	(o)					
ga	gi	gu	ge	go	gyā	gyū	gyō		
za	zi	zu	ze	zo	zyā	zyū	zyō		
da	(zi)	(zu)	de	do	(zyā)	(zyū)	(zyō)		
ba	bi	bu	be	bo	byā	byū	byō		
pa	pi	pu	pe	po	pyā	pyū	pyō		

第2表

sha	shi	shu	sho		
cha	chi	chu	cho		
ja	ji	ju	jo		
di	du	dya	dyo		
kwa					
				wo	

そとがき

前表に定められたもののほか、おおむね次の各項による。

- 1 はねる音「ソ」はすべてnと書く。
- 2 はねる音を表わすnと次にくる母音字またはyとを切り離す必要がある場合には、nの次に'を入れる。
- 3 つまる音は、最初の子音字を重ねて表わす。
- 4 表音は母音字の上へをつけて表わす。なお、大文字の場合は母音字を差べてもよい。
- 5 特殊音の書き表わし方は自由とする。
- 6 文の書きはじめ、および固有名称は語頭を大文字で書く。なお、固有名称以外の名詞の語頭を大文字で書いてもよい。

訓令

◎内閣訓令第1号

各官庁

国語を書き表わす場合に用いるローマ字のつづり方については、昭和二十九年九月二十一日内閣訓令第3号をもつてその統一を図り、漸次これが実行を期したのであるが、その後、再びいくつかの方式が並び行われるようになり、官庁等の事務処理、一般社会生活、また教育・学術のうえにおいて、多くの不便があつた。これを統一し、単一化することは、事務能率を高め、教育の効果をあげ、学術の進歩を図るうえに資するところが少なくないと思つた。

よつて政府は、今回国語審議会の建議の趣旨を採択して、よりどころとなすべしローマ字のつづり方を、本日、内閣告示第一号をもつて告示した。今後、各官庁において、ローマ字で国語を書き表わす場合には、このつづり方によるものとし、広く各方面に、この使用を勧めて、その制定の趣旨が徹底するよう努めることを希望する。

なお、昭和二十九年九月二十一日内閣訓令第3号は、廃止する。

昭和二十九年十二月九日

内閣総理大臣 吉田 茂